

育児休業・看護休暇制度取得促進行動計画

角田社会保険労務士事務所

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年2月1日 ～ 2028年1月31日までの3年間

2. 内容

目標1: 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、社員に育児休業制度等についての資料を配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2025年2月 ～ 代表者にて、社員の現状及びニーズを把握
- 2025年3月 ～ 育児休業制度の資料配布・説明し、社員へ周知

目標2: 子の看護休暇制度の適用対象者拡大(小学校3年生終了までの子を持つ社員)

<対策>

- 2025年2月 ～ 代表者にて、現行の制度を説明し、社員の現状及びニーズを把握
- 2025年3月 ～ 適用拡大する子の看護休暇制度の資料配布・説明し、社員へ周知